



社会保険 大竹事務所通信

2025 年 8 月 (Vol.221)

ご連絡先（大阪事務所）

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

年金法改正による 社会保険の加入対象の拡大

6月13日に年金制度改正法が可決・成立し、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大が決定しました。今回の改正により、短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険加入対象の範囲がさらに拡大されることになります。これから行われる社会保険の加入拡大の具体的な内容をまとめておきます。

◆企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数51人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者ですが、2027（令和9）年10月以降は、企業の規模を段階的に縮小し、2035（令和17）年10月には完全撤廃となります。

◆賃金要件の撤廃

「年収106万円の壁」として意識されていた、月額8.8万円（年収106万円）の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされていますが、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断されます（最低賃金1,016円以上の地域で週20時間以上働くと、年額換算で約106万円となります）。

◆個人事業所の適用対象拡大

現在、常時5人以上の従業員を使用している法定17業種（弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業など）の個人事業所が社会保険加入対象となっていますが、今回の改正では、法定17業種に限らず常時5人以上の従業員を使用する全業種の事業所を適用対象とするよう拡大されます。

ただし、2029（令和11）年10月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外となります。

◆支援策について

今回の改正により、社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間、特例的・時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。対象となるのは、従業員数50人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となり、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働者です。

また、正社員化や労働時間の延長や賃金アップに取り組むことによって支給されるキャリアアップ助成金も活用できます。

【厚生労働省「社会保険の加入対象の拡大について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html

（URLをブラウザにコピー＆ペーストしてご覧ください）

「仕事あり」の母親が8割超に ～厚生労働省「令和6年 国民生活基礎調査」より

◆働く母親が過去最高の8割超に

労働省が公表した令和6年「国民生活基礎調査」によると、児童（18歳未満）のいる世帯において、母親が「仕事あり」と回答した割合は80.9%に達しました。これは過去最高の水準であり、働く母親が社会の中でますます一般的な存在となっていることを示しています。

こうした状況を背景に、企業には育児と仕事の両立支援のための環境整備がますます求められています。具体的には、柔軟な勤務形態（時短勤務、フレックスタイム制、テレワークなど）や、子育て支援に関する社内制度（子の看護等休暇、育児支援手当など）があ

ります。また、男性育休の取得推進も重要です。こうした取組みに対して、国は助成金や認定制度も用意しています。

◆両立支援は未来への投資

令和7年10月1日からは、改正育児・介護休業法により、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じることが事業主に義務付けられます。法律を守るという観点はもちろんですが、従業員のライフステージに寄り添った制度設計は、職場の定着率や生産性向上に資する投資ともいえます。夫婦で育児を担うという意識が社会に浸透し、若年層が就職・転職時に企業の育児支援制度を重視する傾向も強まっています。働き手が減少する中で、持続的な経営を実現するためにも、実効性のある人事施策を検討していくことが重要です。

【厚生労働省「2024（令和6）年 国民生活基礎調査の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa24/index.html>

（URL をブラウザにコピー＆ペーストしてご覧ください）

令和7年分年末調整用の各種様式が公表されています

◆令和7年分年末調整の準備はお早めに

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等が行われ、特定親族特別控除の創設や扶養親族等の所得要件の改正が行われました。新たな申告書を提出する必要があるなど、今年の年末調整における変更内容を早めに従業員に周知し、期日までの書類提出を呼びかけるなどすると、スムーズに進められるでしょう。

◆各種様式の変更点

上記の改正を踏まえ、年末調整等で使用する各種様式に変更があります。6月30日、国税庁より変更後の様式が公表されています。

また、給与所得の源泉徴収票も公表されており、「令和7年12月より前であっても、使用いただいて差し支えありません。」とされています。

◆健康保険の扶養要件も見直される予定です

令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設は、いわゆる「年収の壁」による就業調整対策等の観点から講じられましたが、健康保険においても同様の対策が講じられる予定となっています。

現在、健康保険の被扶養認定における年収要件は130万円未満とされていますが、令和7年10月1日から被保険者の配偶者を除く認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満へと見直すとの案が厚生労働省から示され、パブリック・コメント募集が実施されました。

秋に実施される被扶養者資格調査において新たに認定要件を満たす被扶養者が現れる可能性がありますので、こちらも変更内容を確認しておきましょう。

【国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

【同庁「F1-1 給与所得の源泉徴収票（同合計表）」】

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100051.htm>

【e-GOV パブリック・コメント「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について（案）」】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000292992>

（URL をブラウザにコピー＆ペーストしてご覧ください）

2025年版フリーランス法特設サイトが開設されています

◆2025年版フリーランス法特設サイトを開設

フリーランスが安定的に仕事に従事することができる環境を整備することを目的として、報酬の支払期限の明確化や契約内容の書面化など、発注企業に新たな義務を課す、フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が、2024年11月に施行されました。

公正取引委員会は、同法の周知のため、6月30日に2025年版フリーランス法特設サイトを開設しています。

◆サイトを利用して義務項目をチェック

フリーランス法特設サイトでは、「法律の概要」

「理解度診断」「あるあるチェック」など、イラストを入れながら、フリーランスに発注する企業の義務をわかりやすく解説しています。

フリーランス法は事業者や業務委託期間によって義務の内容が異なりますが、確認チャートで自社の状況をチェックすることで、守るべき義務項目がわかるように示されています。

その他、公正取引委員会では、7～8月に同法の説明会も開催しています。ウェブでの受講もできるため、対応に不安がある場合はぜひ利用してみてください。

◆相次ぐ同法違反の勧告

6月には公正取引委員会によるフリーランス法違反の勧告が相次ぐなど、同法への対応状況に注目が集まっています。公正取引委員会はフリーランスとの取引が多いとみられる業種への調査を集中的に進めるとしています。各企業でも、同法への対応状況については管理部門が主導して確認する必要があるといえそうです。

【公正取引委員会「フリーランス法がわかる特設サイト」】

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/index.html

編集後記

子どもたちの夏休みもようやく中盤戦に差し掛かってきました。学校がある期間と違い、働きながら一日をうまく回すのはなかなか大変なことと思います。

昔と違ってこの猛暑。「宿題したら外に遊びに行ってきたー！」と気軽に送り出せなくなっていますしね。本当にお疲れ様です。。

もうすぐお盆休みです。親も子も無理せず夏休みを楽しめると良いですね。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます(R.O)。

8月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

9月1日

- 個人事業税の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

スタッフブログより

【ローカル線の旅に出ました】

6月は八尾事務所引っ越しのことがあり、少し慌ただしい週末を過ごしていました。

7月は自分の心を穏やかにする目的(というと聞こえがいいですが…)で、茨城県にある「ひたちなか海浜鉄道」に乗ってまいりました。

電車の中でほとんどの人がスマホに夢中になる中、私は自然の景色と車内のデザインを楽しみ癒されました。

そしてこの電車、駅名標がとてもユニークなんです。各駅で駅名標に魅せられました。見せ方ってとても大切ですね。

<https://www.hitachinaka-rail.co.jp/station/>

旅に出てもやっぱり仕事とつなげて考えてしまうのですが、見せ方って大事ですね。

「何となくうまくいっていない気がする。」「あの人はあんなにうまくいっている（ように見える）のに何で自分は？」

もしかするとこれは、自分自身の仕事の「見せ方」に課題があるのかも…。

景色や環境に癒される中で一旦心をきれいにし、再度物ごとの考え方を植え付けた旅になりました。ローカル線の旅、おススメです！

おぎの（2025-07-24）

【『経営者にしかできない仕事』に時間を使う。】

先日、本を読んでいて書いていたことですが、私自身、ここ最近こんなことを考えています。

とても勉強になりましたので、皆さまと共有させていただきます。

経営者がまず見直すべきは、「自分でやらなくてもいい仕事」にどれだけ時間を費やしているかです。

経理の細かいチェック、現場への過干渉、社員に任せられる業務の抱え込み——これらは、皆さんの時間を静かに奪っています。

- 会社の未来を描くこと
- 事業の方向性を決めること
- 人材や資金といった資源の配分を考えること

こうした「経営者にしかできない仕事」にこそ、時間を集中すべきです。

すべてを自分でこなす時代は終わりです。

まずは「手放す勇気」が、次の成長を生み出します。

おおたけ（2025-07-28）

【万博へ行ってきました】

皆さまこんにちは。

大変暑い日が続いていますね（汗）。

「不要な外出」は避けるべき日々です。

そんな中ではあるのですが、「7/19（土）」と「7/26（土）」に家族で大阪関西万博に行ってみました。（1日目は家族全員で、2日目は妻と2人です。）

主に諸外国のパビリオンを中心に回りました。

知っている国もそうでなかった国も、「歴史」「地理」「産業」「人物」などについて、新鮮な発見がたくさんありました。

自国の場所や人口、主要産業といったものを紹介しているところもあれば、自国のAI技術や医療技術に特化して紹介しているところ、自国が瀕している環境問題について切実に訴えているところと様々です。

子どもたちには少し難しかったようで、楽しかったのは「スタンプ集め」であったそうです（汗）。

暑さ対策は必須ですが、「大屋根リング」の下は比較的涼しく、休憩場所として良い環境であったと思います。

2日目は大人だけでしたので、少し（30分前後）並ぶようなパビリオンも見てきましたが、水分補給だけでない暑さ対策（日傘や冷却シート、飲み物を凍らせて持って行くなど）も大事だなと感じました。

私は今回「夏パス（7/19～8/31まで何度も通えるもの）」を購入しましたので、暑い時期ではありますがもう何回か通うことを考えています。

（8/2は5歳の長女と2人で行く予定です。）

普段、テレビやインターネットだけでは触れることができないこともたくさんありました。

「どうしようかなあ」と迷っていらっしゃる方は、もう少し涼しくなってからでも良いと思いますのでぜひ行ってみて下さい。

にしぐち（2025-07-29）